

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十一号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第一号会計年度任用職員が法第三十八条第一項ただし書の規定により営利企業に従事等する場合の超過勤務手当に相当する報酬の額は、労働基準法（昭和二十八年法律第四十九号）第三十八条第一項の規定により通算した労働時間について再任用短時間勤務職員の例により算定した額（当該第一号会計年度任用職員に割り振られた正規の勤務時間及び正規の勤務時間を超えて勤務した時間以外の労働時間について算定した額を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。